

地方創生調査特別委員会

浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱の改正について

(1) 改正の目的

- ・第三都田地区工場用地がほぼ完売するなど工場用地が不足している状況を踏まえ、自社所有地への再投資を支援するため、複数回適用要件の緩和を図る。
- ・県内において、既に 2 回目以降の設備投資補助に土地取得要件を設けていない市町が複数あることから、都市間競争におけるインセンティブを高めることで企業等の市外流出を防ぐ。

(2) 改正の内容

◇複数回適用要件の緩和について

現行の複数回適用要件から、土地取得要件を除外する。

現 行	改正案
1,000 m ² 以上の土地取得を伴う設備投資額 5 億円以上について適用。	<u>設備投資額 5 億円以上</u> について適用。

- ・設備投資費は、工場等の建物建設費及び機械設備購入費において、5 億円以上の投資があった場合に適用する。
- ・スクラップアンドビルドの場合は、新たな設備投資額から工場敷地内の既存の資産価額を差し引いた額を補助対象とする。

(3) 施行日

平成 31 年 4 月 1 日

<参考>

◇県制度との比較

区分	回数	要 件	県制度	市制度
設備投資 (建物・ 機械設備)	複 数 回	設 備 投資額等	・ 5 億円以上	・ 5 億円以上
		雇 用	・ 県内雇用増 1 人以上 ・ もしくは県内雇用維持かつ生産性 向上 10%以上 ・ 10 人以上の事業所	・ 市内雇用増 1 人以上 ・ もしくは市内雇用維持かつ生産性 向上 10%以上
		取 得 面 積	・ 土地取得無でも可	・ 1,000 m ² 以上取得 → <u>土地取得無でも可</u>
		補助率 (10%)	・ 成長分野…10% ・ その他… 7%	・ 成長分野…0% ・ その他… 3%

※成長分野とは静岡県が定める食品・医薬品・医療機器・環境関連等の業務及び施設のこと